

第1回赤磐市幼稚園・小学校・中学校教育環境整備審議会 次第

日 時 令和8年5月22日(金)
18:30～20:00
場 所 赤磐市中央公民館 講座室

- 1 開 会
- 2 教育長あいさつ
- 3 委嘱状交付
- 4 委員自己紹介
- 5 正副会長選出
- 6 会長あいさつ
- 7 諮 問
- 8 説 明
 - ・赤磐市教育振興基本計画について
 - ・赤磐市の幼児、児童、生徒数の現状について
- 9 協 議
 - ・アンケートについて
- 10 閉 会

赤磐市幼稚園・小学校・中学校教育環境整備審議会 委員名簿

	役職	氏名	備考
1	会長	金川 舞貴子	岡山大学学術研究院教育学域 教授
2	副会長	桑田 江里子	小中学校校長代表(豊田小)
3		太田 直子	幼稚園長代表(いわなし幼・桜が丘幼)
4		藤野 真年	高陽中学校区 保護者代表(高陽中)
5		後原 利久	桜が丘中学校区 保護者代表(桜が丘中)
6		右近 真理子	赤坂中学校区 保護者代表(赤坂小)
7		神原 大蔵	磐梨中学校区 保護者代表(桜が丘小)
8		上田 純子	吉井中学校区 保護者代表(仁美小)
9		西村 知也	幼稚園保護者代表(いわなし幼)
10		生本 憲正	山陽地域区長会代表(河本地区)
11		有友 俊二	山陽町内会長代表(4丁目)
12		宮尾 彰	桜西町内会長代表(8丁目)
13		今井 哲治	桜東町内会長代表(6丁目)
14		石野 英樹	熊山地域区長会代表(松木地区)
15		藤友 文男	赤坂地域区長会代表(西軽部地区)
16		小川 弘晃	吉井地域区長会代表(草生地区)

<事務局>

教育長	坪井 秀樹	赤坂支所長	小坂 憲広
教育次長	西崎 雅彦 (事務局長)	熊山支所長	砂子 武久
教育総務課長	和気 徹也	吉井支所長	中務 浩行
学校教育課長	青山 敏之	教育総務課員	高原 清史
社会教育課長	安本 典生	教育総務課員	成田 和優

※ 必要に応じて、担当者が出席する

多様な学びで未来を創る赤磐の教育

教育大綱

赤磐市教育振興基本計画



赤磐市・赤磐市教育委員会

3 計画の構成

(1) 基本理念

赤磐市の教育を推進していくうえでの、基本的な考え方を定めたものです。

(2) 基本方針

基本理念のもと、達成すべき基本的な方針を定めたものです。

(3) 基本目標

基本方針の達成のため、具体的な施策の方向性を定めたものです。

(4) 主要施策

基本目標ごとに現状と課題を踏まえ、その実現に向けた具体的な施策を明確にしたものです。施策の達成状況を判断する基準として、目標指標を設けます。

赤磐市マスコットキャラクター
「あかいわももちちゃん」

Ⅲ 基本方針

「人“いきいき”まち“きらり”活力のある、住みよい、住みたい、赤磐市」の実現を目指し、市民が健康で心豊かにいきいきと暮らしていくためには、豊かな自然環境やその中ではぐくまれてきた文化などの地域資源を活かし、市独自の個性ある魅力的な取り組みを、様々な教育活動や社会体験に取り入れ、ともに支えあい助けあう心の大切さをはぐくむ教育活動を推進していくとともに、生涯にわたり主体的に学び続けることができる環境を整備していくことが必要です。

赤磐市は、学力向上や問題行動など多様な教育課題への取り組みとして教育改革を積極的に推進していくとともに、少子高齢化、核家族化、高度情報化の進展等から生まれる様々な課題にも適切に対応していきます。

特に赤磐市においては、人口の集中と過疎の両極化が進むなか、児童・生徒数が増加している地域では学校施設・設備の不足、減少している地域の学校では多様な学習形態、集団の確保など、様々な課題があります。これらの課題の解消に向け、柔軟できめ細やかな教育活動を行うとともに、安全・安心な教育環境の整備に取り組みます。

1 夢に向かって、たくましく生きる力の育成

- 幼児・児童・生徒が夢や目標を持ち、確かな学力と学習習慣、心豊かな道徳性、健康でたくましい体力などの「生きる力」を育てることを基本として、学校教育、社会教育、家庭教育の充実及び連携を図りながら、国際問題や世界情勢に目を向けたグローバルな視点を持って、よりよい社会づくりに貢献する社会人として生きていく力の育成に努めます。
- 幼児・児童・生徒の望ましい生活習慣の形成や体力づくり、食育を通して、健康な体作りを推進します。
- 個別最適な学びや協働的な学習を充実させることにより、学習活動の基盤となる自ら学び自ら考える力の育成に努めます。
- 非認知能力の育成の視点を持って、幼児教育と学校教育を円滑に接続することで、子どもたちが自ら次の学びにいきいきと進んでいけるように、市内の中学校ブロックにおける学校園間の連携強化を図ります。

2 豊かな心と健やかな体をはぐくむ生涯学習の充実

- 市民のウェルビーイング¹の実現のため、公民館・図書館をはじめとする社会教育施設、スポーツ施設など、さまざまな施設において、生涯学び、活躍できる生涯学習の場の提供と環境整備に努めます。
- 生涯にわたって運動やスポーツに親しむ資質・能力を育成するとともに、生活習慣の確立により、たくましく生きていくための健康増進と体力の向上を目指します。
- 一人ひとりの多様なウェルビーイング¹の実現のため、性別や障がいの有無などにかかわらず、心身共に健康で充実感が得られる生涯学習活動の展開に努め、お互いに多様性を認められる共生社会の実現を目指します。

3 生きる喜びと心のゆとりの創出

- 年齢や住んでいる地域等にかかわらず、生涯を通じて文化芸術を鑑賞したり、自ら体験したりできるよう、環境の整備や文化芸術活動の積極的な支援を行い、心の豊かさを感じられる教育の充実を目指します。
- 地域の特性に根ざした学習や体験を、教育活動全体を通じて行うとともに、子どもたちが生まれ育った地域への理解を深めることにより、地域の活力を生み出す担い手として、ボランティア活動やまちづくり事業などへ積極的に参画する意識の高揚を目指します。
- すべての人の人権が尊重され、自他の人権を守る意識を向上させるため、人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成を図り、さまざまな偏見や差別のない、誰もが生きる喜びを感じられる社会の実現を目指します。

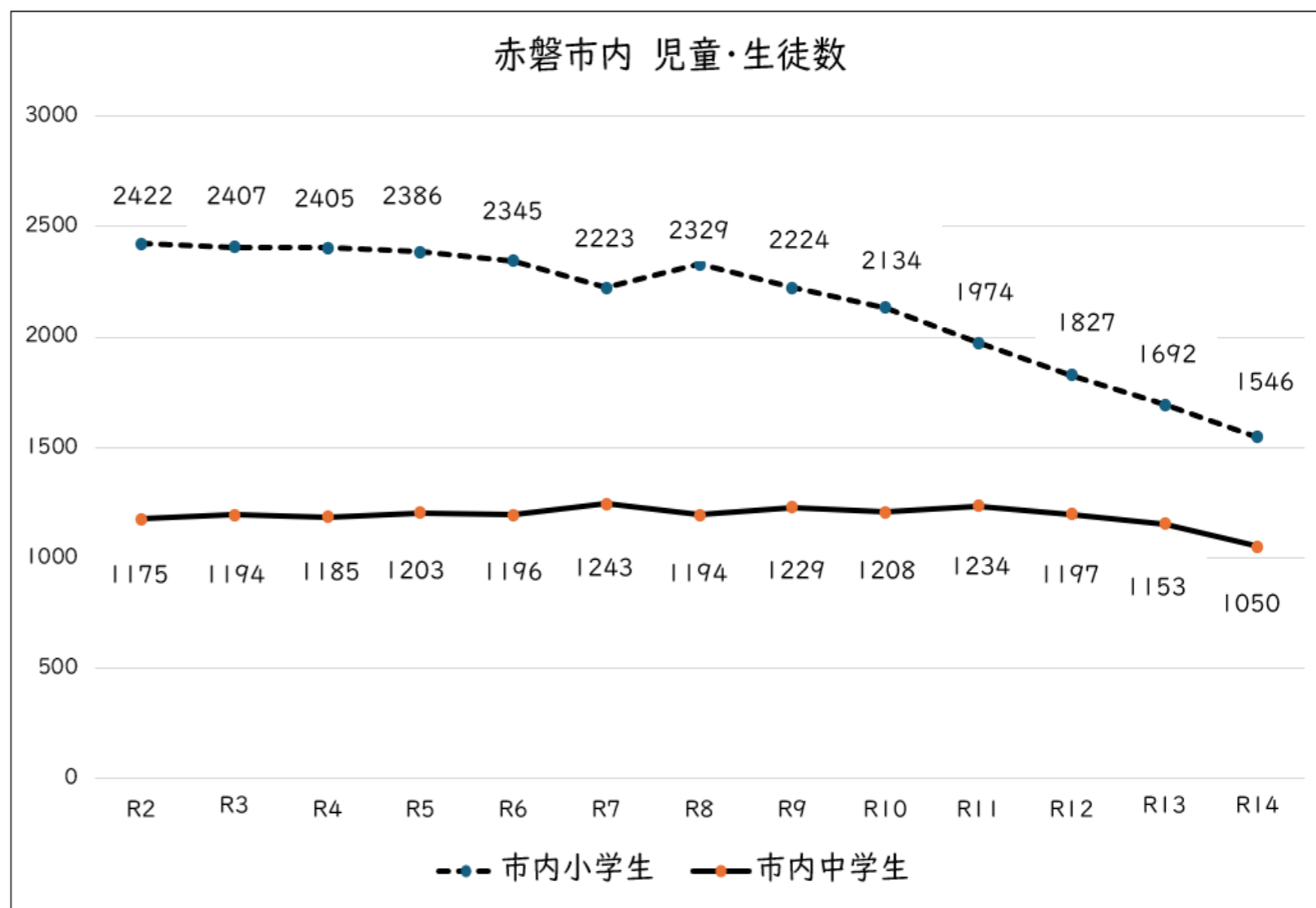
1 ウェルビーイングとは、身体的・精神的・社会的に良い状態にあることを言い、短期的な幸福だけでなく、生きがいや人生の意義など、将来にわたる持続的な幸福を含みます。また、個人だけでなく、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念です。

赤磐市教育環境整備審議会 計画表

	日程	場所	回	内 容
R8	5月22日(金) 18:30~20:00	赤磐市中 央公民館	第1回	○教育環境整備審議会 委員委嘱 ○諮問 ○現状説明(園児・児童・生徒数の推移、推計等) ○アンケート案の検討
	7月24日(金) 18:30~20:00	赤磐市中 央公民館	第2回	○学校規模によるメリット、デメリットの整理 課題の明確化 ○アンケート結果の整理・分析
	10月30日(金) 18:30~20:00	赤磐市中 央公民館	第3回	○再編基本計画の方向性の検討
	12月18日(金) 18:30~20:00	赤磐市中 央公民館	第4回	○再編基本計画の方向性の検討
R9	2月26日(金) 18:30~20:00	赤磐市中 央公民館	第5回	○再編基本計画の方向性を確認 ○答申案の検討
	5月21日(金) 18:30~20:00	赤磐市中 央公民館	第6回	○答申案の確認 ○答申の受け渡し
	7月		基本方針作成	赤磐市幼稚園・小中学校適正化基本方針及び統合実施計画の 作成
	9月ごろ~		地域説明会	基本方針、統合実施計画をもとに説明会を開催

<赤磐市内 児童・生徒数>

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
市内小学生	2422	2407	2405	2386	2345	2223	2329	2224	2134	1974	1827	1692	1546
市内中学生	1175	1194	1185	1203	1196	1243	1194	1229	1208	1234	1197	1153	1050
合計	3597	3601	3590	3589	3541	3466	3523	3453	3342	3208	3024	2845	2596



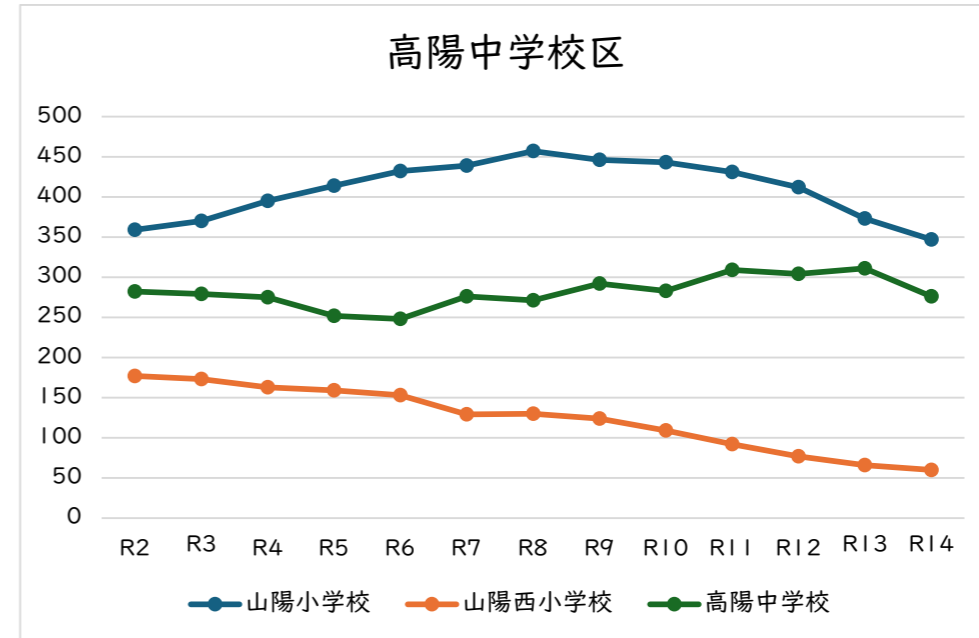
<赤磐市立小中学校 学級数(R8)>

校種	1学年の学級数	幼稚園・学校
幼稚園	複式学級	いわなし幼稚園
	1	山陽幼稚園、山陽西幼稚園、ひかり幼稚園、山陽北幼稚園、桜が丘幼稚園
小学校	複式学級	仁美小
	1	山陽西小、赤坂小、豊田小、磐梨小、城南小
	2~4	山陽小、山陽東小、山陽北小、桜が丘小
中学校	1	赤坂中、吉井中
	2	磐梨中
	3	高陽中
	6	桜が丘中

赤磐市学校別児童生徒数推計【小学校・中学校】

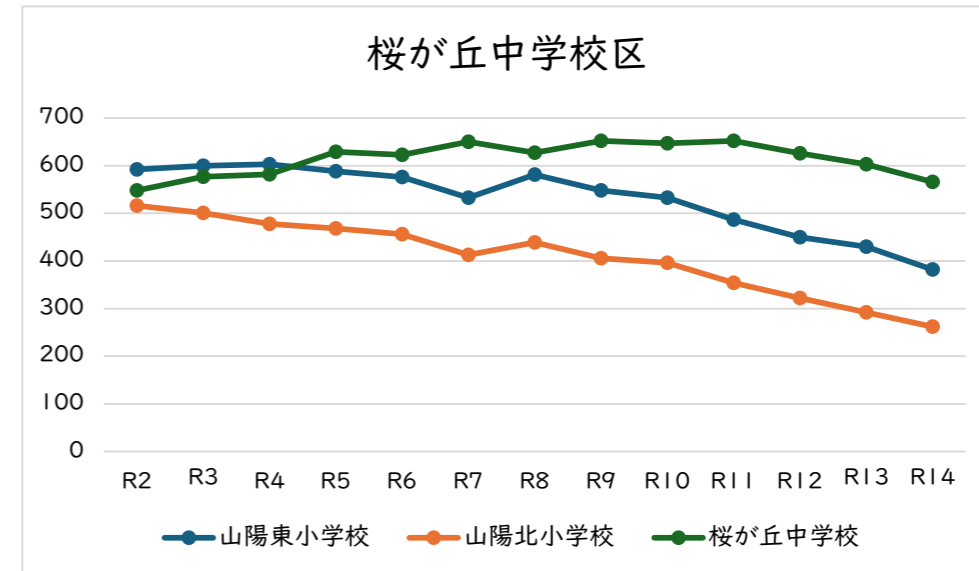
<高陽中学校区>

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
山陽小学校	359	370	395	414	432	439	457	446	443	431	412	373	347
山陽西小学校	177	173	163	159	153	129	130	124	109	92	77	66	60
高陽中学校	282	279	275	252	248	276	271	292	283	309	304	311	276



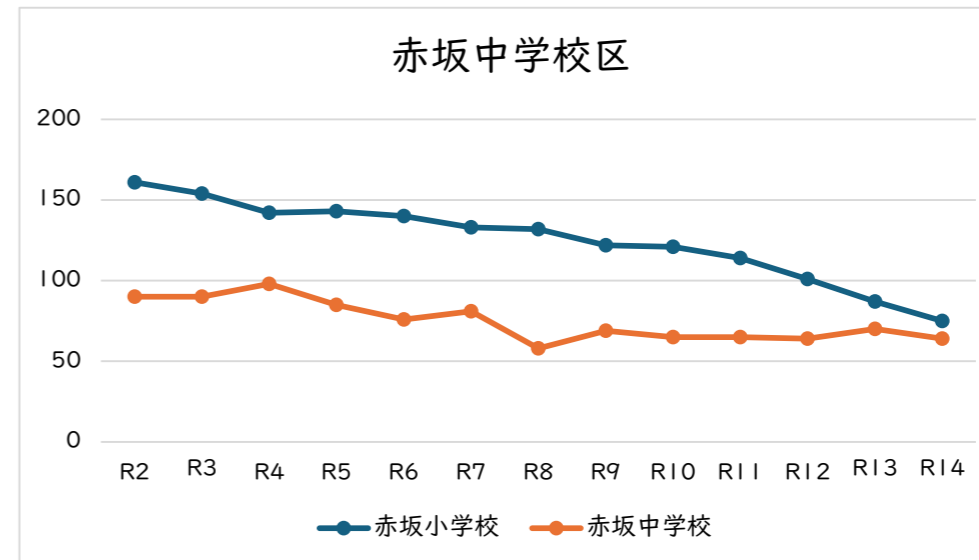
<桜が丘中学校区>

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
山陽東小学校	592	600	603	588	576	533	581	548	533	487	450	430	382
山陽北小学校	516	501	478	468	456	413	439	406	396	354	322	292	262
桜が丘中学校	548	577	582	629	623	650	627	652	647	652	626	603	566



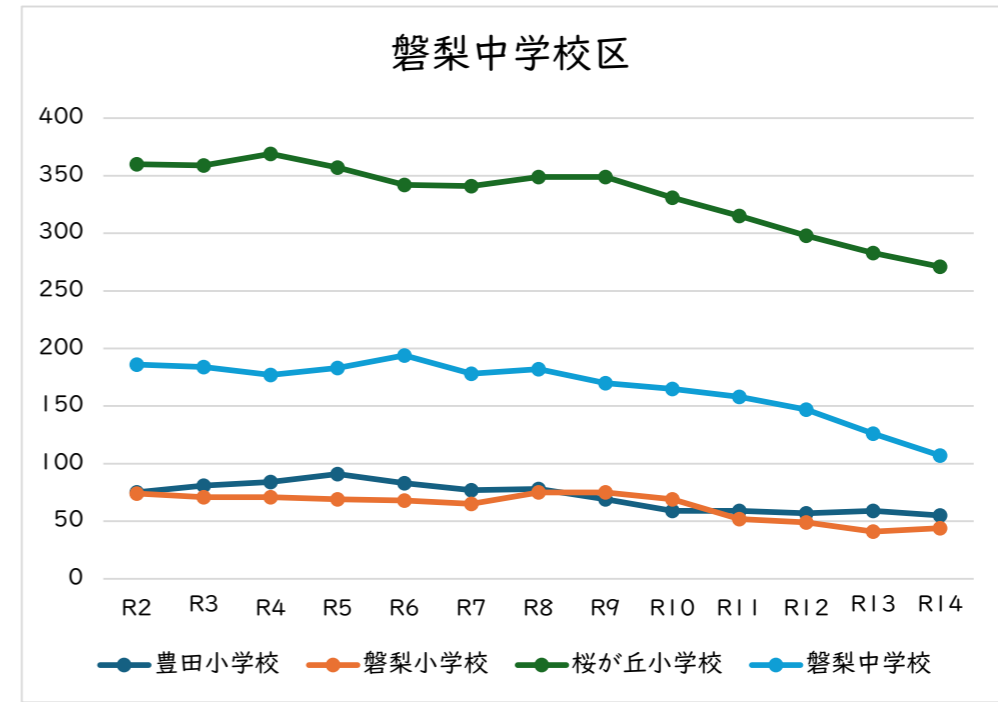
<赤坂中学校区>

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
赤坂小学校	161	154	142	143	140	133	132	122	121	114	101	87	75
赤坂中学校	90	90	98	85	76	81	58	69	65	65	64	70	64



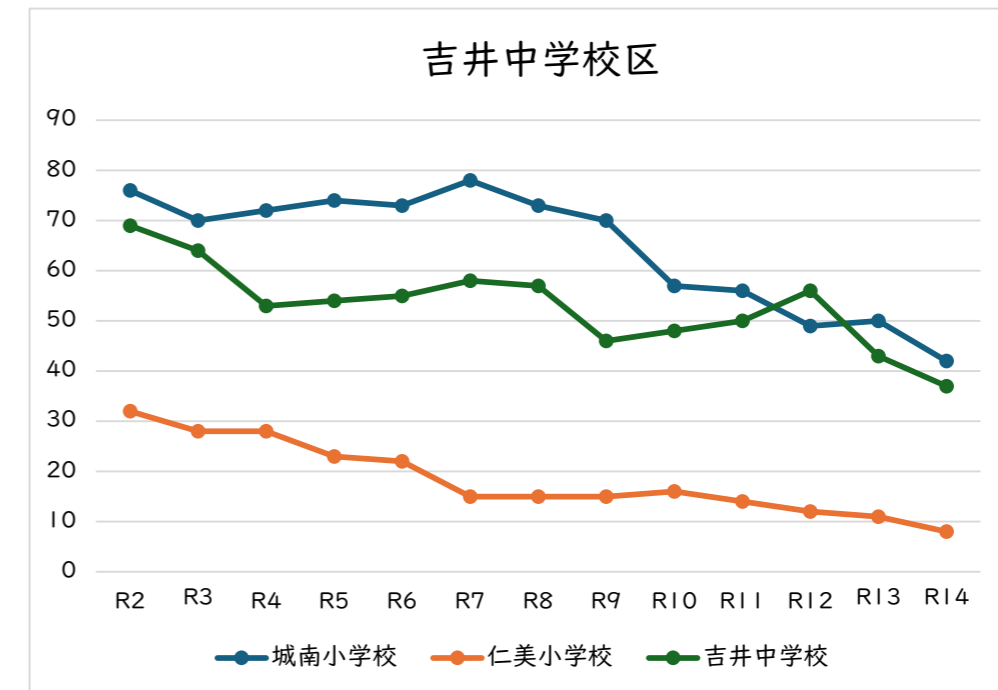
<磐梨中学校区>

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
豊田小学校	75	81	84	91	83	77	78	69	59	59	57	59	55
磐梨小学校	74	71	71	69	68	65	75	75	69	52	49	41	44
桜が丘小学校	360	359	369	357	342	341	349	349	331	315	298	283	271
磐梨中学校	186	184	177	183	194	178	182	170	165	158	147	126	107



<吉井中学校区>

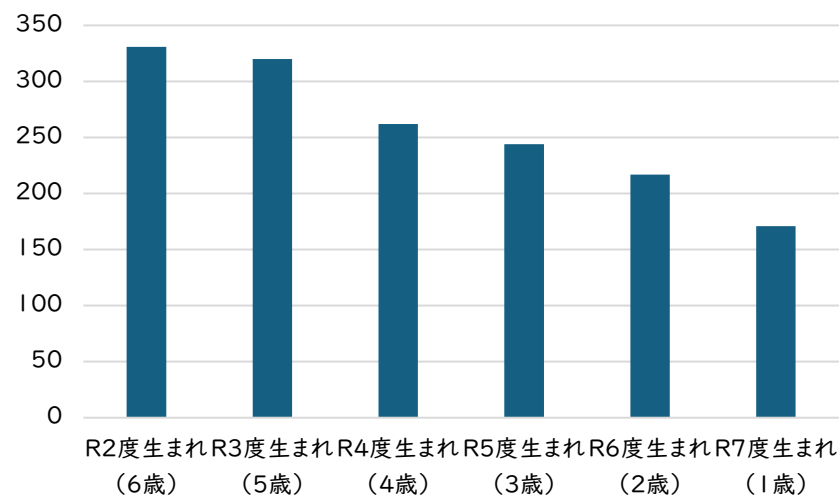
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
城南小学校	76	70	72	74	73	78	73	70	57	56	49	50	42
仁美小学校	32	28	28	23	22	15	15	15	16	14	12	11	8
吉井中学校	69	64	53	54	55	58	57	46	48	50	56	43	37



赤磐市年齢別幼児数

出生年度 (R8年度年齢)	R2度生まれ (6歳)	R3度生まれ (5歳)	R4度生まれ (4歳)	R5度生まれ (3歳)	R6度生まれ (2歳)	R7度生まれ (1歳)
幼児数	331	320	262	244	217	171

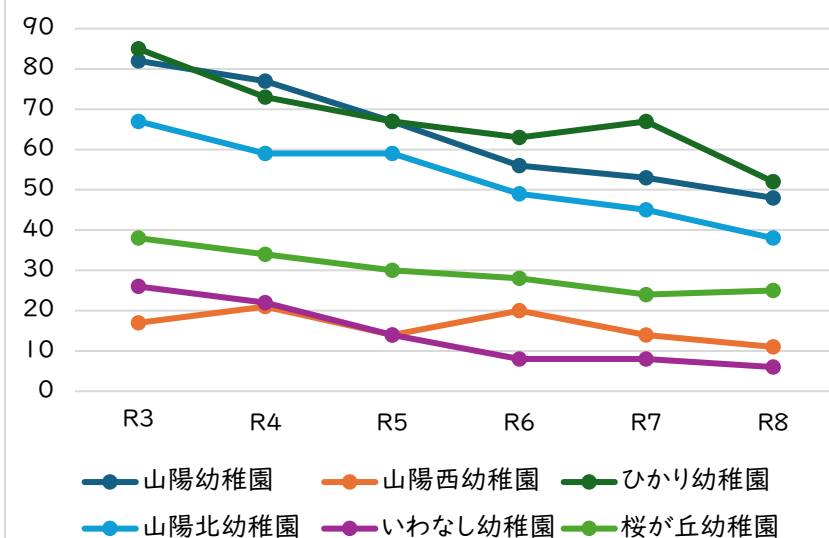
令和8年度 赤磐市年齢別幼児数



赤磐市立幼稚園別幼児数

	R3	R4	R5	R6	R7	R8
山陽幼稚園	82	77	67	56	53	48
山陽西幼稚園	17	21	14	20	14	11
ひかり幼稚園	85	73	67	63	67	52
山陽北幼稚園	67	59	59	49	45	38
いわなし幼稚園	26	22	14	8	8	6
桜が丘幼稚園	38	34	30	28	24	25
合計	315	286	251	224	211	180

赤磐市立幼稚園 幼児数



(参考) 令和8年度赤磐市幼児の幼稚園への通園割合 約19.7%

○赤磐市立幼稚園、小学校、中学校教育環境整備審議会要綱

平成19年11月14日
教育委員会告示第19号

(設置)

第1条 赤磐市立幼稚園及び小学校、中学校（以下「学校」という。）の教育環境の充実に資するため、教育委員会に、赤磐市立幼稚園、小学校、中学校教育環境整備審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、結果を答申する。

- (1) 学校及び学級の適正な規模について
- (2) 学校の適正配置に関すること。
- (3) 学校の通学区域の設定及び改廃に関すること。
- (4) 通学距離及び通学方法に関すること。
- (5) 跡地利用に関すること。
- (6) その他、諮問に基づいた教育環境整備に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 前条各号に掲げる事項と関係を有する団体・機関の代表者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会において必要と認めるもの。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

5 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる

(分科会)

第7条 審議会は、協議事項に応じて分科会を置くことができる。

2 分科会は、審議会の構成員の中から会長が指名する者によって構成する。

3 分科会に分会長を置き、会長の指名する委員がこれにあたる。

4 分会長は、分科会の会務を総括する。

5 分会長に事故その他の理由により支障があるときには、分会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 分科会は、必要に応じ、関係者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

7 審議会は、分科会の議決事項を、審議会の議決とすることができる。

(庶務)

第8条 審議会の事務局は、赤磐市教育委員会教育総務課に置き事務局は教育委員会学校教育課及び分室が共同して行うものとし、必要に応じて関係各課(室)も加える。

2 事務局長は教育次長をもってあてる。

3 事務局は、会長の命に従い、審議内容に関わる調査並びに関係資料を提供する。

4 事務局は、審議会の議事録の作成を司る。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(最初の審議会の招集)

2 この告示による最初の審議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

附 則(平成20年8月28日教委告示第12号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和8年5月11日教委告示第6号)

この告示は、公布の日から施行する。